

平成 20 年 11 月 21 日

要 望 書

厚生労働省社会保障審議会
介護給付費分科会
会長 大森 彌 様

日本慢性期医療協会会長 武久 洋三
介護保険委員会委員長 清水 紘

『平成 21 年度の介護報酬改定は 5%以上のプラス改定を要望致します』

以下、介護療養型医療施設について要望致します。

1. 救急難民を救うため、救急病院からの依頼によって急性期治療後の患者を受け入れた場合、入院後 1 か月間に限り 1 日 100 単位の急性期受託加算を新設すること。
2. 在宅、シニアリビング、特別養護老人ホーム、老人保健施設等で療養中に急変した慢性期患者の入院を受け入れた場合、入院後 1 か月間に限り 1 日 100 単位の急性期受託加算を新設すること。
3. 直近 6 ヶ月間に退院した患者のうち、入院時に日常生活機能評価表 10 点以上の患者で、退院時 3 点以上改善した患者の割合が 3 割以上であれば、重症患者回復病棟加算として入院患者 1 人 1 日につき 50 点を加算すること。
4. 認知症自立度判定基準ランク IV 以上の患者については、入院 1 日につき、30 単位を加算すること。
5. ユニットケアの評価および制度促進のために、ユニットケアでの入院患者 1 人 1 日につき 50 単位を加算すること。

以上